

第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術出張専門届

1 事 案	専ら出張のみによってその業務に従事する施術者がその業務を開始した場合、業務開始後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法9条の3
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	（1）施術に従事する者の施術者免許証の写* ¹ （2）業務に従事する施術者の本人確認ができる書類* ²
	*1：免許証の写 施術者免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。 *2：本人確認ができる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（開設届出済証の交付、台帳作成）
7 審査要領	<p>（1）届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>（2）届出者と届出者印は相違ないか。なお、訂正印にも同一のものが使用されているか。</p> <p>（3）施術者と添付の免許証写に相違はないか。</p> <p>（4）業務開始10日以内に届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>（5）運転免許証等確認書類は同意が得られれば写を添付、得られない場合は原本確認の旨記載。</p> <p>（6）施術者以外の届出は受付けないこと（例えば会社や法人等）。</p> <p>* 出張専門届出済証の開設場所欄には、何も記載しないこと。</p> <p>* 出張専門業務の休止・廃止・再開届出様式は、施術所の同手続き様式と共通。 また、出張専門届出の内容に変更を生じた場合（届出者氏名や住所等）は、届出規定がないことから、廃止後、再度、出張専門届を提出いただく取り扱いとする。</p>
8 備考	

(様式5)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術出張專業届

1 施術者の住所 〒 TEL

2 氏名(フリガナ)及び晴盲の別

3 業務の種類 あんま ・ はり ・ きゅう

4 業務の開始年月日 年 月 日

上記により、施術出張專業の届出をします。

年 月 日

住 所 〒

(フリガナ)
氏 名

印

長崎県知事

様